

1 年 保 存

秘

用 ・ 無制限

平成 24 年 3 月 29 日から 平成 25 年 3 月 28 日まで
--

基安発 0329 第 1 号

平成 24 年 3 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長

(公 印 省 略)

平成 24 年度の安全衛生業務の効果的・効率的な推進について

労働基準行政の主要業務については、平成 20 年 3 月 11 日付け基発第 0311001 号「業務の効果的・効率的な推進について」により、地方行政運営方針等に基づき業務計画を策定、遂行し、その結果を踏まえ次年度の業務計画に反映するいわゆる PDCA サイクル (plan (計画) -do (実施) -check (点検) -act (処置) cycle) を念頭に検証を行い、一層の効果的・効率的な業務の推進を図ることとされている。

上記方針に基づき、安全衛生業務では、平成 21 年度以降、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置 (以下、「リスクアセスメント等」という。) の実施促進並びに面接指導及びメンタルヘルス対策の確実な実施のための指導の業務について、都道府県労働局において実態把握等を行うとともに、その結果を業務計画に反映するいわゆる PDCA サイクルにより業務を推進してきたところである。

平成 24 年度の安全衛生業務については、平成 24 年 2 月 13 日付け基安発 0213 第 1 号「安全衛生業務の推進について」等により、労働災害防止対策を中心に取り組んでいくよう指示したところであり、平成 23 年度まで指示していたリスクアセスメントの実施促進並びに面接指導及びメンタルヘルス対策に係る報告については、平成 24 年度は報告を求めないこととする。

なお、平成 23 年 3 月 30 日付け基安発 0330 第 1 号「安全衛生業務の効果的・効率的な推進について」により指示している平成 23 年度分の報告については、平成 24 年 5 月末日までに、安全衛生部計画課へ報告すること。